

高知工業高等専門学校キャリア支援委員会規則

制 定 平成24年12月20日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校キャリア支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生の就職、進学及びその他卒業後の進路指導等の学生のキャリアを支援するための重要事項を審議し、もってキャリア支援室の円滑な運営に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) キャリア支援に係る基本方針に関すること。
- (2) 就職対策、就職指導の基本計画に関すること。
- (3) 大学編入学等進学指導の基本計画に関すること。
- (4) その他学生のキャリア支援に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長及び副専攻科長
- (4) 各学科長
- (5) キャリア支援室長
- (6) 事務部長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 就職指導委員会規則（平成10年3月5日制定）は、廃止する。